

**市民総合体育館・亀が丘体育館  
定期利用団体の利用時における注意事項**

市民総合体育館・亀が丘体育館を利用の際は、以下の点に注意してください。

**1 市民総合体育館・亀が丘体育館利用共通事項**

① 定期利用団体とは、調整会議で決定した利用枠の申請を特別に前々月（利用日2か月前の）末日までに行える団体のことをいいます。年間を通じて利用予約ができていないわけではありません。そのため、利用日の前月に入っても申請されていない日があった場合は他団体への貸館を行います。

また、キャンセルは利用日前日までに窓口へ申し出てください。なお、当日のキャンセルは使用料の返金はしません。

● 施設利用までの例示（7月15日に利用する場合）

手続き内容	4月	5月	6月	7月
(I)予約		5/1～5/31		
(II)使用料納入		7/15 まで(利用日まで)		
(III)施設利用				7/15
(IV)キャンセル		7/14 まで(利用日前日まで)		

※ 定期利用日を含めて、1週間に2回以上の利用希望の場合、利用したい日の2週間前から予約可能になります。

- ② 大会または講演会等の行事が行われる場合や許可後に市主催事業等を開催する必要が生じた場合は、そちらを優先しますのであらかじめご了承ください。
- ③ 内履き、外履きの区別を徹底してください。トイレは、トイレ用のスリッパを使用してください。
- ④ 体育室内（アリーナ）での飲食は禁止です。ただし水分補給は可能とします。
- ⑤ 施設敷地内は全面禁煙です。ご協力をお願いします。
- ⑥ 仕切りネットは使用する団体同士で開閉してください。
- ⑦ ボール等の壁打ちはしないでください。（スポレックのボールは教室に限り可能）
- ⑧ 施設や備品等を破損・紛失した場合は速やかに生涯学習課へ連絡をしてください。故意、不注意により破損した場合は弁償していただきます。
- ⑨ 利用後は必ず清掃をし、ごみなどが無いか確認をしてください。また、競技箇所のみ清掃するのではなく、【片面使用の場合は片面全体】を清掃してください。
- ⑩ ビデオカメラ、携帯電話等の電子機器類の充電は目的外の使用となりますので、禁止です。
- ⑪ 利用時間を厳守してください。（利用時間には準備、片づけ、清掃時間が含まれます）
- ⑫ 節電にご協力をお願いします。（使用する面のみの点灯など）
- ⑬ 練習時はラインテープの使用を控えてください。大会等でラインテープを使用する場合は管理人に申出のうえ使用してください。ビニールテープ等は使用できません。必ず専用のラインテープを使用してください。なお、申出のないラインテープははがします。

(裏面へ)